

【学校感染症の出席停止期間の基準】

	病名	期間の基準	備考
第一種	※ ¹	治癒するまで。	出席停止解除証明書あり
第二種	インフルエンザ	発症後5日経過し、かつ解熱後2日(幼児は3日)を経過するまで。	出席停止解除証明書あり
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。	出席停止解除証明書あり
	麻しん(はしか)	解熱後3日を経過するまで。	出席停止解除証明書あり
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、頸下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。	出席停止解除証明書あり
	風しん(三日ばしか)	発しんが消失するまで。	出席停止解除証明書あり
	水痘(水ぼうそう)	すべての発しんが痂皮下するまで。	出席停止解除証明書あり
	咽頭結膜炎(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで。	出席停止解除証明書あり
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。	出席停止解除証明書あり
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。	出席停止解除証明書あり
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。 (治癒するまで出席停止が望ましい)	出席停止解除証明書あり
	腸管出血性大腸菌感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。	出席停止解除証明書あり
	流行性角結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。	出席停止解除証明書あり
	急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。	出席停止解除証明書あり
	溶連菌感染症	適切な抗菌薬療法開始後24時間経て全身状態が良ければ登校可能。	出席停止の必要はない。
	ウイルス性肝炎	A型：肝機能が正常になれば登校可能。 B型：基本的に出席停止不要	出席停止の必要はない。
	手足口病	全身状態が安定している場合は登校可能。	出席停止の必要はない。
	伝染性紅斑(りんご病)	発しんのみで全身状態が良ければ登校可能。	出席停止の必要はない。
	ヘルパンギーナ	全身状態が安定している場合は登校可能。	出席停止の必要はない。
その他 疾患	マイコプラズマ感染症	症状が改善し、全身状態が良ければ登校可能。	出席停止の必要はない。
	感染性胃腸炎 (ノロイム感染症、コウジム感染症など)	下痢・嘔吐症状が軽減し、全身状態が良ければ登校可能。	出席停止の必要はない。
	アタマジラミ	出席停止の必要はない。	
	伝染性軟膿腫(水いぼ)	出席停止の必要はない。	
	伝染性膿瘍疹(とびひ)	出席停止の必要はない。	

*¹エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る)、鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウィルスであって、その血清亜型 H5N1 であるものに限る。)